

第十三回 参議院大蔵委員会會議録第四十六号

昭和二十七年四月二十四日(大曜日)午
前十一時七分開会

出席者は左の通り。

委員長 平沼彌太郎君
理事 大矢半次郎君
伊藤 保平君
菊川 孝夫君

委員

岡崎 眞一君
黒田 英雄君
西川 甚五郎君
藤淵 春次君
小林 政夫君
森 八三三君
下條 恭兵君
菊田 七平君
油井賢太郎君

政府委員

大蔵省銀行局長 河野 通一君
大蔵省銀行 局総務課長 福田 久男君
大蔵省銀行 局銀行課長 大月 高君
事務局側
常任委員 木村常次郎君
会専門員 小田 正義君
常任委員 小田 正義君
会専門員 小田 正義君

本日、の會議に付した事件

○信用金庫法の一部を改正する法律案
(衆議院提出)

○当せん金附証票法の一部を改正する
法律案(内閣提出、衆議院送付)

○貸付信託法案(内閣提出)

○委員長(平沼彌太郎君) それではこ
れから大蔵委員会を開会いたします。
信用金庫法の一部を改正する法律案
について質疑を行います。ちよつと速
記を止めて……

(速記中止)

○委員長(平沼彌太郎君) 速記を始め
て……

○小林政夫君 本案についてはすでに
相当質疑を重ねたので、この程度で質
疑打ちをいたしたいと思ひますが。

○委員長(平沼彌太郎君) 只今小林委
員からの質疑打ちの動議が出ました
が、その通り決定して差支えございま
せんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(平沼彌太郎君) 御異議ない
と認めます。

それではこれより討論に入ります。
御意見のあるかたは賛否を明らかにし
てお述べを願ひます。

○小林政夫君 私は本案の修正をいた
したいと思ひます。修正案を朗讀いた
しますと、

第五十三條の改正規定中「及び前
項」を削り、「會員以外の者に対する
資金の貸付又はこれらの者のために
する手形の割引を」地方公共団体又は
銀行その他の金融機関に対する資
金の貸付」に改めらる。

というふうに修正をいたしたいと思
ひます。この修正の理由は、會員以外
の者に対する資金の貸付又はこれらの
ものに対する手形の割引ということ
で、勿論大蔵大臣の認可事項というこ

とにはなつておりますが、運用の如何
によつては拡張されて會員に対する貸
出が圧縮される。従つて相互扶助の建
前である信用金庫の本旨に悖るような
結果になる虞れがございますので、は
つきり提案者の意図も、私が修正案を
提案したような地方公共団体、又は銀
行その他の金融機関に対するコール・
ローンの提供というような程度のこと
しか考へておられないということであ
りますので、この際貸出先をはつきりと
法文の上において明示をいたしたいと
思ひます。従つてこの貸出先
を明示します關係上、第五十三條の第
三項において大蔵大臣の認可を要する
という必要もない、それは特に地方公
共団体に対する貸出についてはこれ
が拡充され、又滞りになるというよう
な心配もございします。その点につ
いては先般の質疑の際に大蔵当局に対
して、万一我が方がこういう改正をした
場合に大蔵当局としてはどういう方法
をとるかという質疑の際に、業務方法
書において十分その貸出の枠を制限
し、又経理監査等において指導する
という責任ある言明もあつたのでありま
すので、この際貸出先を明示すると共
に、大蔵大臣の認可ということが必要
がないと思ひますので、先に申述べた
修正案にいたしたいと思ひます。

○委員長(平沼彌太郎君) 他に御発言
もないようでありますから、討論は終
局したものと認めて御異議ありません
か。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(平沼彌太郎君) 御異議ない
と認めます。それではこれより採決に
入ります。先ず討論中にありました小
林委員の修正案を議題といたします。
小林委員の修正案に賛成のかたの御
手をお願ひいたします。

〔賛成者挙手〕

○委員長(平沼彌太郎君) 全会一致で
あります。よつて小林委員の修正案は
可決せられました。

次に、只今の修正部分を除いた原案
について採決いたします。修正部分を
除いた原案に賛成のかたの御挙手をお
願ひいたします。

〔賛成者挙手〕

○委員長(平沼彌太郎君) 全会一致で
あります。よつて本案は修正議決する
ものと決定いたしました。なお諸般の
手続は先例により委員長に御一任願ひ
します。それから多数意見者の御署名を
お願いいたします。

多数意見者署名

森 八三三 下條 恭兵
小林 政夫 岡崎 眞一
菊川 孝夫 黒田 英雄
大矢半次郎 伊藤 保平
油井賢太郎 藤淵 春次

○委員長(平沼彌太郎君) 次に当せん
金附証票法の一部を改正する法律案に
ついて質疑を行います。

○小林政夫君 この第三條の目的を
「社会福祉の増進のために要する費用
の財源に充てるため必要があると認め
るとき」ということをこの際新らしく
設けるわけですが、これは先般

厚生委員長が本委員会に出席しての意
見もあり、又実質的に政府はそのよう
な予算の組み方もしておられないとい
う点から考へて、この点今私が議上
した点を條文から削除した場合に政府は
何か支障があるかどうか、これを改正し
ていろいろな準備を進めておるといふ
うな問題があるかどうか。

○政府委員(福田久男君) 提案理由の
際その他質疑の際にお答え申上げた
ように、「社会福祉の増進のために要
する費用の財源に充てるため必要があ
ると認めるとき」と入れました趣旨
は、宝蔵当議金附証票なるものの目的
を限定し、範圍を狭める、自衛する
という意図であつたのであります。併
し只今の御意見につきましては、特に
積極的に私どものほうでは氣持として
はそういう氣持でありましたけれど
も、特に申上げる意見はございま
せん。

○油井賢太郎君 この第三條に三十五
億圓という金額をきめた問題ですが、
大体この間の御説明では今年は二十
七、八億圓を發行して、そのうち売
れない分も見越して、大蔵政府の予算
八億圓というふうな収入になるとい
う話なんです。而もこれは將來だん
んと縮小して行くというふうな方針で
あるというのなら、三十五億圓とい
うものを毎會計年度發行できるようにし
てあるのはちよつとおかしいのじやな
いのですか。これはむしろ發行限度は三
十億圓とか、或いは二十五億圓とい
うくらいかところのほうがいいんじやな

いですが。又余地があるということも認めるわけですね。来年例えはこの法律で行くという、今年は二十七、八億しか発行しなくても、来年或いは三十五億発行するまあゆとりがあるというふうになつてしまふのです。どういふわけではこれは三十五億ということにこゝに漏つてあるのですか。

○政府委員(福田久男君) 過去における実績を勘案いたしました、例えは一年前に四十億を超えた場合もあつたのでありますが、そういう過去の最高というより高いところではなくて、それよりも相当内輪のところ、最高限度を一応きめておいて、その範囲内でできるだけ予算を狭めた、予算の歳入に計上いたしました金額は確保しなければ歳入欠陥という問題も起りますので、確保したいということ、売行の状況等も晩合せますと、大体最近では八〇%ぐらいの消化率になつておりますが、その今後の推移等をも勘案して、まあ若干のゆとりをとつておきたいという気持ちで三十五億、まあ腰溜の数字でございますが、そういう趣旨で三十億といたしました次第でございます。

○菊川孝夫君 今いろいろ当銀金附証票というふうなものは、一体これはインフレを退治する一つの目的として発売されたと思ふのでありますが、いつまでもこんなものをやつて行くつもりか。それとも政府はうんと宣伝してこういうものを徹底して行くつもりか、これは根本方針を一遍承わりたいと思ひますが、改正案に関連しまして……。

○小林政夫君 ちよつと議事進行について……。今の菊川委員の質疑であります。私何回も繰返した質疑であつて、説明員のほうから一応できるだけ早い機会にいろいろな御意見もあるが、これは説明員であつて政府委員ではない。私も菊川委員と同じ疑問を持つてゐるわけで、この当銀金附証票に限らず割増金附貯蓄の取扱に關する法律に基く割増金附定期預金等についても、一体いつまでやるつもりなのかということについて政府の根本方針を聞きたいと思ふので、この法案を審議するに際して、結論を出すに際して大蔵大臣の出席を求めてはつきり全般的な問題として尋ねたいと思ひます。なお引續いて提案されてゐる國民貯蓄債券法案についても割増金を附けるといふようなことになつておりますし、一括してこの割増金附の問題について、大臣の見解を聞くように取計らつてもらつたほうがいいのじやないかと思ひます。(賛成と呼ぶ者あり)

○委員長(平沼彌太郎君) それでは大臣が来るまで、この法案は一時質疑を見合せます。

○委員長(平沼彌太郎君) 次に貸付信託法案についての内容説明を聴取いたします。大月政府委員。

○政府委員(大月高君) それでは貸付信託法案につきまして概略の御説明を申し上げます。先般提案理由の説明におきまして、政務次官から大体の考え方について御説明申し上げたのでございまして、本日は條文につきまして大體の考え方を御説明を申し上げます。貸付信託法案の目的が第一條に掲げてあるわけでございますが、この法案は最近政府で実施いたしました無記名定期預金の制度或いは昨年から実施になつております証券投資信託の制度、それか

らやはり今国会に御審議を願つております國民貯蓄債券法、これらのものと一連の関連を持つておるわけでございます。一、いずれも一つの無記名の有価証券を行使して資本蓄積に役立てようとするものでございします。この第一條に掲げてございしますところもその趣旨でございまして、貸付信託の受益権を有価証券に化体するということが第一の要素でございします。そのことによりまして、転々流通する有価証券を行使して資金を集めることを容易にする、そういういたしまして、その集まりました資金を経済の要請に従ひまして、最も現下必要とするところの緊要な方面に貸付をする、これによつて我が國の現在必要でございします産業復興に役立たしたい。これが第一條の目的になつておるわけでございます。

第二條は定義でございまして、その要素としては三つございします。一つはこの貸付信託に基いて信託された金銭は主として貸付又は手形割引の方法によつて運用されるということでございます。そして、証券投資信託におきまして、その信託された金銭が証券のほうに運用されるということ、その点において違つておるわけでございます。それからこの貸付信託は、信託の部面から申しますと、合同運用の金銭信託の一種でございしますが、この合同運用金銭信託は、一般におきまして一つの信託会社につきましては一本になつて運用される建前になつております。それがこの貸付信託の制度におきましては、一つの信託約款に基きまして募集された一組の信託財産、それだけを別個に分別いたしまして運用し、その収益をそのグループの委託者及び受益者に

に分配する、その点が一般の合同運用金銭信託と異なつておるところでございます。又一般の信託と異なりましてところは、先ほど申し上げましたように、その受益権が有価証券に化体されておる、その点において一般の信託と異なつておるわけでありまして、経済的の効果をいたしましては、預金が元本及び利子が確定したところというところ、確定利付という点においてはつきりいたしておりますのに対して、逆の面におきましては、証券投資信託が元本の価額も移動する、収益も移動する、そういう点において、言わば株式に近い相当危険性もある代りに、又有利でもある、こういう性格を持つておる、その中間の段階をいたしまして、元本の移動はない、そうして収益については、そこから上ります収益の実態に応じて分配を受けるという意味におきまして、預金と証券投資信託との中間を行く投資層を考へておる、そういう経済的の意味を持つておるわけでありまして、第三條は、今申し上げましたような考え方をにおきまして、第一は委託者兼受益者を保護する必要があるといふので、この貸付信託を実施いたします際には必ず信託約款を作ります。そして大蔵大臣の承認を受けさせる、その信託約款に基きまして、個々の信託契約を結んで行く、こういう制度をとつておるわけでございます。第三條はその關係と信託約款において記載すべき事項を掲げてあるものでございします。第三條の三項はこの案の中の問題でございます。二年以上と

いうことになつております。この問題は預金と、この信託との性格をはつきりいたす意味におきまして、信託は主として長期資金を集めるのである。そういう意味において信託契約の期間を二年以上といたしてあるわけでありまして、ただ最近の経済情勢から申しますと、長期の資金はなかなか集めにくい。又この制度がそも、最初の制度でございまして、一般の大衆にどの程度魅力があるのか確実にはわからな

い。そういう意味におきまして、この附則におきまして、この法律の施行から一年を限りまして、この信託契約の期間を一年以上にすることができるといふことになつておるわけでありまして、併し本来の建前をいたしましては、二年以上であるということが望ましいわけでございます。一年間の試験期間を経ましたならば、次の国会においてもう一年延長するかどうかといふことを慎重に御審議願ひまして、原則に照るかどうかということを含めたいというのがこの精神でございします。第四條は信託約款の承認というところでございまして、その手続きが書いてあるわけでございます。

第五條は、この承認を受けた信託約款を変更する場合の手続でございします。ただ信託約款は、いわば受託者である信託会社と、委託者である一般の投資家との間の憲法にも相当するものでございまして、單に変更があつたからというだけでは委託者の保護に欠けるわけでございます。従つて大蔵大臣の承認を要するといふは、承認を受けたならば信託会社はこれを公告しなくてはならないということ。而もこの公告を受けたことに対しまして、受益証券の権利者が異議があるときは一定の期間内に異議を申出るといふことまで書いて公告をする。その

結果異議がなければ承認したものとみなすわけでありますが、どうしてもいやであるという受益証券の権利者がございましてならば、公正な価格で以て買取つてくれというのを、発行者である信託会社に請求することができるといふ制度になつておるわけでありまして、その請求を受けた場合におきましては、信託会社はこの有価証券を買取る義務があるわけでございます。例えて申しますと、最初この証券を発行いたしました場合に、このグループは電力に廻すのであるということが、仮に信託約款に書いてございまして、ところが途中に、これは例えば造船事業に金を廻すことにしたいと、こういうことになりましては、最初の考えと違つて、船のほうならばものこの証券を持たない。こういうようなことになりましてくれと、こういうことを言える、こういう制度でございまして。次に第七條は、この信託約款がきまりました後、その信託契約を締結する手続でございまして、公告する事項がここに規定してあるわけでございます。それから第八條は、この制度によつて発行されます受益証券に関する規定でございまして、原則として無記名で発行できます。但し受益者の請求によつて記名式とすることができ、こういうことでありまして、この受益証券は一般の証券投資信託の受益証券と同じく、有価証券として転々流通し得る建前になつてゐるわけでございます。次に第九條は、受益証券発行の届出でありまして、最初例えは二億の発行を予定いたしておりまして、それが仮に一億八千であつ

ても、この契約は成立するという建前になつておりますので、一体幾ら集まつたであらうかということをするに届出をなさしむるという制度でございまして、第十條は、この受益証券を持つております者の法律的地位を規定したわけでございます。この受益証券を持つてゐる者は委託者の地位と受益者の地位を兼ねてゐる。で、若しこの証券を譲渡いたしましたならば、これを譲り受けた者は委託者の地位と同じく、受益者の地位を取得する、そういう制度でございまして。これは例えば異議を申立てるといふ意味におきましては、受益権者の立場においてこの異議を申立てる。そういう意味におきまして、この委託者の地位と受益者の地位とを常に相伴なつて転々し得るようになつてゐるわけでございます。それから第十一條は、この証券の消化を容易にいたしましたために、発行者である信託会社が発行後一年以上経過いたしました場合には、証券の所有者から買取ることができるといふことが書いてあるわけでございます。ただこの場合現在の信託法から申しますならば、受益者の地位と受益者の地位とは、共同受益者の場合を除いたほか兼ねてはいけな

に流すかということ、例えば電力なら電力ということを書きまして、大蔵大臣の承認を求めるわけでございます。そのときに仮に収益の分配時期は年に二回とするとか、或いはこの信託財産はほかの信託財産と別個に指示するとかいうことを書かすわけでございますが、それが第三條の二項に記載事項として一連並んでゐるわけでありまして、その結果大蔵大臣が承認いたしました、その條項に基づきまして、受益証券を印刷をいたします。それからこれの募集期間が二月以内というふうになつておりますので、例えば五月一日から期間をいたしますと、五月、六月中を取扱期間といたしまして売出をする。その結果を予定いたしておりました金額が集まりまして、そこで予定いたしておりました金額に融資をする。その結果半期ごとの収益の分配があるといふたしまして、収益の中から信託報酬を差引きまして、残りをこの額面に應じまして均等に収益を分配して行く。その場合には実際に入りまして金額を基礎として分配をして行く、実績収入によること、こういう手続になるわけでございます。

られまして信託財産は必ずほかの信託財産と分別する。そうしてその貸付先は原則として貸付と手形割引の方法以外の方法によつて運用してはならないといふことになつてゐまして、証券投資信託その他の信託と区別いたしましたわけでございます。第十四條は特別留保金の規定でございまして、信託の制度といたしましては、一般の信託では元本に損失を生じた場合にこれを補填する契約もすることができず、或いは収益に對しまして或る一定の予定の利廻りに廻らない場合におきまして、これを補足する契約もなし得るわけでございますが、この制度といたしましては、先ほど申し上げましたように、収益については実績主義によりたいといふ意味におきまして、収益の補足はささない方針でやりたい、ただ元本につきましては、安全な投資という意味におきまして、場合によつては元本補填の契約はなさしめてもよろしいという考えを持つてゐるわけでありまして、従つて元本にそういう損失が生じた場合に、これを補填する契約をいたします場合には、仮に何らかの意味におきまして、元本の損失を来たしました場合には、信託会社自体としてその損失をこう

といたために、所得税法及び租税特別措置法の改正が行われているわけでありまして、例えて申しますと、この収益に對しましては二〇%の源泉徴収をするといふこと、それから支拂いの手続といたしましては、支拂調査に代へることができること、それを海外支拂手段によつて取得した受益証券の配当に對しては税率を百分の十にするといふこと、それから外資法の関係におきまして、一般の証券投資信託と同様に扱います意味におきまして、受益証券或いは果実或いは元本の回收金、こういうような定義の中に貸付信託を含めしめる意味におきまして、外資法の一部を改正する、こういうふうに考へてゐるわけでありまして、

に流すかということ、例えば電力なら電力ということを書きまして、大蔵大臣の承認を求めるわけでございます。そのときに仮に収益の分配時期は年に二回とするとか、或いはこの信託財産はほかの信託財産と別個に指示するとかいうことを書かすわけでございますが、それが第三條の二項に記載事項として一連並んでゐるわけでありまして、その結果大蔵大臣が承認いたしました、その條項に基づきまして、受益証券を印刷をいたします。それからこれの募集期間が二月以内というふうになつておりますので、例えば五月一日から期間をいたしますと、五月、六月中を取扱期間といたしまして売出をする。その結果を予定いたしておりました金額が集まりまして、そこで予定いたしておりました金額に融資をする。その結果半期ごとの収益の分配があるといふたしまして、収益の中から信託報酬を差引きまして、残りをこの額面に應じまして均等に収益を分配して行く。その場合には実際に入りまして金額を基礎として分配をして行く、実績収入によること、こういう手続になるわけでございます。

午後零時一分速記開始
○委員長(平沼彌太郎君) 速記を始め

午後十一時三十六分速記中止
○委員長(平沼彌太郎君) ちよつと速記をとめて下さい。

○油井賢太郎君 この貸付信託の具体的な発行方法は政府ではどんな程度に認めるつもりなんですか。

○政府委員(大月高君) この貸付信託の具体的手続は、この法律によりまして第三條から第四條にかけて書いてございまして、具体的に申しますと、仮にAという信託会社がございまして、この法律に基づきまして一組の貸付信託を始めようといふことになつたといひますと、どのくらいの金額を発行するかということ、それからこれによつて集まつた金をどこの業種

○油井賢太郎君 この貸付信託の具体的な発行方法は政府ではどんな程度に認めるつもりなんですか。

○油井賢太郎君 その場合常識上考えられるのは金利ですが、金利は例えは日歩二銭六厘とか、二銭八厘とかいうのが銀行の貸付日歩としまして、今の費用や何かを差引かれると配分というものはそれ以下になるわけですね。それはそれに対して何か特別に貸出日歩を高く認めるとかいうことはどうなんでしょうか。

○政府委員(大月高君) この貸付信託の配当は実績主義によるわけでございますので、実際に高く貸せまして、そ

○油井賢太郎君 その場合常識上考えられるのは金利ですが、金利は例えは日歩二銭六厘とか、二銭八厘とかいうのが銀行の貸付日歩としまして、今の費用や何かを差引かれると配分というものはそれ以下になるわけですね。それはそれに対して何か特別に貸出日歩を高く認めるとかいうことはどうなんでしょうか。

○政府委員(大月高君) この貸付信託の配当は実績主義によるわけでございますので、実際に高く貸せまして、そ

の結果信託報酬率も相当低いというところになりますと、分配する金は高くなるというわけでございます。それで具体的には貸付の利率につきましては、これは長期になる予定でございます。長期につきましては、金利調整法が適用になりませんので、現在は自由になつてゐるわけでございますが、現在商業銀行、興業銀行等で長期の貸出をやつております。長期の金利は大体において三銭から三銭二厘見当、平均三銭一厘くらいに廻つてゐるわけでございます。その実際の運用は、これの予定いたしております対象の産業は電力でございます。か、鉄鋼でございます。か、相当重要な産業でございますので、普通の金利以上にするとすることは適當でない、従つて少くとも平均の金利くらいのことゝを予定いたしてゐるわけでございます。それで信託報酬といたしましては、長いほどこれは安くなる、手数がかからないわけでございます。そういふ信託報酬の率を差引いて考へて見ますと、現在若干試算いたしたのがございまして、一年ものにしたしまして大体二銭二厘見当にしろ、か、それから二年ものあたりは二銭三厘見当にしろ、かと思ひます。で、最長今のところ五年程度を最初から出して行きたいというのを考へておりますが、この結果二銭五厘少し欠けるところくらいになるかというのが大体の見通しでございます。これはただ本當の見通しでございます。実績主義になつておるわけでございますから、大蔵省として、これはどのくらいにしろということは言わない方針になつております。

○油井賢太郎君 次に先ほど業種別に政府が必要と認めた方面へこれを許可するらしいようなお話ですが、業種別というものは、会社別とは違つてどういふ会社にとりかゝることは規定しないのですか。

○政府委員(大月高君) これは一定の一億とか、二億とか固まつた金がございますから、これを運用するわけでございます。運用するといふことがいかに悪いかという問題は、危険の分散という意味で問題でございます。従つて最初提出された運用計画は大体において業種単位程度にいたしたい、従つて例へば電力と申しましたも、東京電力に出すとか、或いは中部電力に出す、こういうことはなくして、そのときの情勢に応じて適當に会社に運用する、こういうふうな運用方針をきめて行きたいと考へております。

○油井賢太郎君 その業種別はどういうところへ政府としては流したいという現在のお考えですか。

○政府委員(大月高君) 大体におきまして、現在信託会社に検討させておるところでは、電力会社からの要求が非常に多いといふことでございます。公益事業委員会のほうから是非この信託は電力へ廻してくれというふうな要望があるようでございます。現在考へておりますところでは、差当り発行するものは電力が中心になると思つてございまして、業種として将来も考へ得るものは、やはり造船の關係、機械の關係、鉄鋼或いは石炭というふうな緊要産業に限つて行きたい、ただ例へば電話の施設の改良のために金が必要というふうな話もございまして、

そういう範圍におきましても、必ずしもこれを運用してはいけないということとは言つてもいいと思ひます。ただ出て参りました希望に従ひまして、緊要産業という範圍において適宜運用して参りたいと考へております。

○油井賢太郎君 その業種の中に鐵維などの輸出産業關係は余り対象とはしない方針ですか。

○政府委員(大月高君) この貸付信託によつて集まります金は、主として二年乃至五年という大きな長期のものでございまして、できる限り基礎産業のほうに廻してやるのが適當かと考へております。

○油井賢太郎君 次にこの法案によつて具体的に集まる資金というものはどの程度第一年度は見通しを付けておられますか。

○政府委員(大月高君) 現在試算いたしておりますところでは、昭和二十七年、この法案が通過いたしましたから、大体におきまして六十億前後ならば十分消化ができるだらうというところを考へております。ただこの問題は預金との競合の問題もございまして、一挙に大量の消化を図るといふことでなくして、徐々に消化可能の範圍において掘けて行きたいという考へを持つております。

○油井賢太郎君 次にこの証券発行をできる資格者は信託会社となつていますが、この信託会社といふものは銀行といふようなものも含んでゐるようですね。けれども、その他の金融機關には及ばないのですか。

○政府委員(大月高君) 現在信託業務をやつております機關といたしましては、一般に専營信託といわれております

す昔からの信託会社、現在信託銀行と申しております銀行であつて、信託を主としてやつておる会社、これが六社でございます。そのほかに一般の銀行といたしまして信託をやつておる、昔信託会社を合併した、その他の關係において信託業務を若干やつてゐる銀行が十一行ございます。で、この十七行だけがやれるわけでございます。現在信託業法がございまして、これは全部大蔵大臣の免許事業になつておりますので、ほかの機關では自由にやれないことになつております。

○委員長(平沼彌太郎君) それでは本日の委員会はこれで散会いたします。午後零時十三分散会

四月二十三日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

一、製塩施設法案

製塩施設法案

目次

- 第一章 總則(第一條・第二條)
- 第二章 建設事業の補助(第三條・第十一條)
- 第三章 製塩施設の保全措置(第十二條・第十三條)
- 第四章 雜則(第十四條・第十六條)
- 第五章 罰則(第十七條・第十八條)
- 附則
- 第一章 總則
- (目的)
- 第一條 この法律は、国内における塩の生産を維持増進し、もつて日本専売公社(以下「公社」といふ。)

の行方塩に關する國の専売事業の健全な運営に寄與するため、塩田、濃縮施設又は塩田防災施設(以下「塩田等」といふ。)の改良、新設又は災害復旧を目的とする事業(以下「建設事業」といふ。)を施行する者に対し、その事業に要する費用につき、公社に補助を行わせることとし、製塩施設の保全及びその効用の維持のための措置をとることを目的とする。

(定義)

第二條 この法律において「塩田」とは、塩又はかん水(塩専売法(昭和二十四年法律百二十二号)第一條第一項又は第三項に規定する塩又はかん水をいう。以下同じ)採取の目的に供される土地をいい、この目的に供される当該土地の附屬施設で濃縮施設及び塩田防災施設以外のものを含むものとする。

2 この法律において「濃縮施設」とは、通常枝じよう架又は濃縮台と称されるものその他自然力を利用して、塩若しくはかん水を採取し、又はかん水の濃度を高める目的に供される施設をいう。

3 この法律において「塩田防災施設」とは、塩田又は濃縮施設の附屬の堤防でこれらのものの災害を防止するために必要なものをいい、当該堤防の附屬施設を含むものとする。

4 この法律において「製塩施設」とは、塩田、濃縮施設その他塩又はかん水製造の目的に供される施設(土地を含む)及び塩田防災施設をいう。

5 この法律において「災害」とは、

暴風、洪水、高潮、地震その他の異常な天然現象に因り生じた災害をいう。

6 この法律において「災害復旧事業」とは、災害にかつた塩田等を原形に復旧する事業で、一箇所の工事の費用が十五万円以上のものをいう。

7 災害に因つて必要を生じた事業で、災害にかつた塩田等を原形に復旧することが著しく困難又は不適当な場合においてこれに代るべき必要な施設をすることを目的とするもののうち、一箇所の工事の費用が十五万円以上のものは、この法律の適用については、災害復旧事業とみなす。

8 前二項の場合において、塩田等の災害にかつた箇所が五十メートル以内の間隔で連続しているものに係る工事及び塩田等の災害にかつた箇所が五十メートルをこえる間隔で連続しているものに係る工事とみなす。但し、当該工事に係る事業を施行する者が二以上あるものについては、この限りでない。

9 この法律において「改良事業」とは、左の各号に掲げる事業をいう。

一 塩田防災施設の改良又は新設
二 用排水施設（塩又はかん水を採取するために、海水又はかん水を引き入れ、たくわえ、又は排出するための施設をいう。）

の改良又は新設

三 荒廃塩田地盤の改良

第二章 建設事業の補助

（災害復旧事業の補助金の交付）

第三條 公社は、災害復旧事業を施行する者に対し、予算の範囲内で当該事業の事業費の一部に相当する金額を補助金として交付することができる。

2 前項の規定による補助金の金額は、左の各号の区分により当該各号に掲げる比率によつて算出した金額の範囲内の金額とする。

一 塩田及び濃縮施設に係るもの
二 塩田防災施設に係るもの
三 該災害復旧事業の事業費の十分の五

3 前條第七項に規定する災害復旧事業の事業費のうち災害にかつた塩田等を原形に復旧するものとされた場合に要する金額をこえる部分（以下「超過事業費」という。）に於いての第一項の規定による補助金の金額は、前項の規定にかかわらず、左の各号の区分により当該各号に掲げる比率によつて算出した金額の範囲内の金額とする。

一 塩田及び濃縮施設に係るもの
二 塩田防災施設に係るもの
三 該超過事業費の十分の四

4 第一項の規定による補助金を交付する災害復旧事業の事業費は、当該事業に係る工事のため直接必要な材料費、労務費、敷地の買収費及びその他の諸役務費の合計額に雑費を加えたものとする。

5 第一項の規定による補助金は、

日本専売公社法（昭和二十三年法律第二百五十五号）第四十三條の十三第一項の規定による専売納付金の計算上当該補助金を支出した事業年度の損失に算入する。

（災害復旧補助金の申請）
第四條 前條第一項の規定による補助金の交付を受けようとする者は、災害が発生した日から二箇月以内に、当該災害復旧事業の事業費についての補助金の交付申請書（以下「復旧補助金交付申請書」という。）に補助金の交付を受けようとする事業に係る事業計画書を添えて、公社に提出しなければならない。

（災害復旧補助金の決定）
第五條 公社は、前條の規定による復旧補助金交付申請書の提出があつた場合においては、その補助金の交付を受けようとする事業の内容を審査し、当該事業が災害復旧事業に該当し、且つ、第一條に規定する目的に照らし必要なものであると認めるときは、災害復旧事業に係る工事に關する技術的事項及び当該事業に要する標準的費用についてあらかじめ公社が定めた基準に從ひ、第三條の規定により交付することができ、補助金の範囲内内、その交付すべき補助金の金額を決定しなければならない。

2 公社は、前項の規定により決定した金額の補助金を交付する場合においては、その補助金を交付する事業が同項に規定する公社が定めた基準に適合したものとなるように、前條の規定により提出され

た事業計画書の内容に必要な変更を加えるべき旨の条件その他必要な条件を附することができ、

（改良事業の補助金の交付）
第六條 公社は、改良事業を施行する者に対し、予算の範囲内で、当該事業の事業費の一部に相当する金額を補助金として交付することができる。

2 第三條第四項及び第五項の規定は、前項の補助金について準用する。この場合において、同條第四項中「災害復旧事業」とあるのは「改良事業」と読み替へるものとする。

（改良補助金の申請）
第七條 前條第一項の規定による補助金の交付を受けようとする者は、改良事業の施行前に、当該改良事業の事業費についての補助金の交付申請書（以下「改良補助金交付申請書」という。）に補助金の交付を受けようとする事業に係る事業計画書を添えて、公社に提出しなければならない。

（改良補助金の決定）
第八條 公社は、前條の規定による改良補助金交付申請書の提出があつた場合においては、その補助金の交付を受けようとする事業の内容を審査し、当該事業が改良事業に該当し、且つ、第一條に規定する目的に照らし必要なものであると認めるときは、改良事業に係る工事に關する技術的事項及び当該事業に要する標準的費用についてあらかじめ公社が定めた基準に從ひ、予算の範囲内内、その交付すべき補助金の金額を決定しな

ればならない。

2 第五條第二項の規定は、前項の規定により決定した金額の補助金を交付する場合について準用する。この場合において、同項中「同項」とあるのは第八條第一項と、「前條」とあるのは第七條と読み替へるものとする。

（変更の承認）
第九條 第三條第一項又は第六條第一項の規定による補助金の交付を受けた者は、当該補助金の交付を受けた事業に係る事業計画書の内容（第五條第二項（前條第二項）において準用する場合を含む。）の規定により附された条件に從つてその内容を変更した場合には、その変更された内容）に変更を加へようとするときは、あらかじめ公社の承認を受けなければならない。

2 公社は、前項の規定による承認の申請があつた場合においては、その変更を加へようとする内容審査し、その申請に係る変更を承認するかどうかを決定しなければならない。

3 公社は、前項の規定による変更の承認をした場合において、その変更に応じて補助金の金額を変更する必要があるときは、第五條第一項又は前條第一項に規定する公社が定めた基準に從ひ、第三條又は第六條の規定により交付することができ、補助金の範囲内内、その変更をしなければならない。

4 公社は、前項の規定により補助金の金額を変更する場合においては、その変更の原因となつた事業計画書の内容の変更に係る事業が

第五條第一項又は前條第一項に規定する公社が定めた基準に適合したものと認められる部分の補助金に相当する金額を返還することを命ずることができる。

3 公社は、前項の規定により補助金の返還を命じようとするときは、あらかじめ本人にその旨を通知し、その者又はその代理人の出頭を求め、釈明の機会を與えるため、公社の指定する職員をして聴聞をさせなければならない。

4 第二項の規定により補助金の返還を命ぜられた者は、遅滞なく、その返還を命ぜられた金額を公社に返還しなければならない。

は、その者に對し、その使用していないと認められる部分の補助金に相当する金額を返還することを命ずることができる。

3 公社は、前項の規定により補助金の返還を命じようとするときは、あらかじめ本人にその旨を通知し、その者又はその代理人の出頭を求め、釈明の機会を與えるため、公社の指定する職員をして聴聞をさせなければならない。

4 第二項の規定により補助金の返還を命ぜられた者は、遅滞なく、その返還を命ぜられた金額を公社に返還しなければならない。

第十條 第三條第一項の規定又は第六條第一項の規定による補助金の交付を受けた者は、左の各号の一に該当する場合においては、遅滞なく、当該各号に規定する金額を公社に返還しなければならない。

一 当該補助の目的である建設事業が終了した場合において、当該事業に要した事業費の金額が当該補助金の金額の決定の基礎となつた事業費の見積額に満たなかつたときは、その満たなかつた部分の金額に当該補助金の金額の当該見積額に對する比率を乗じて得た金額

第十一條 第三條の規定は、左に掲げる災害復旧事業については適用しない。

一 経済効果の小さいもの

二 維持工事とみるべきもの

三 明らかに設計の不備又は工事の施行の粗雑に起因して生じたと認められる災害に係るもの

四 甚しく維持管理を怠つたことに起因して生じたものと認められる災害に係るもの

二 第九條第三項の規定による補助金の変更を受けた場合において、当該変更により既に交付を受けた補助金の金額が変更後の補助金の金額をこえることとなつたときは、そのこえることとなつた金額

2 公社は、第三條第一項又は第六條第一項の規定による補助金の交付を受けた者が、当該補助金を、当該補助金の交付の基礎となつた事業計画書の内容又は当該補助金の交付について公社の附した條件（第九條第四項の規定により公社の附した條件を含む。）に従つて使用していないと認められるとき

第十三條 公社は、製造施設の効用の維持又は製造施設の保全上必要があるときは、製造施設に隣接する地域又は水域において、左の各号の一に該当するおそれがあると認められる施設を新たに設けようとする者に対し、製造施設の効用を維持し、又は製造施設を保全するため必要な予防施設を設けるべきことを指示することができる。

一 製造施設に使用する海水の比重をボーメ〇・一度以上低下させるもの

二 製造施設に使用する海水中に、よゝ、雑物又は毒物を注入し、その成分に著しい変化を與え製造施設の性能又は塩の品質をそこなうもの

2 公社は、第三條第一項又は第六條第一項の規定による補助金の交付を受けた者が、当該補助金を、当該補助金の交付の基礎となつた事業計画書の内容又は当該補助金の交付について公社の附した條件（第九條第四項の規定により公社の附した條件を含む。）に従つて使用していないと認められるとき

3 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和二十六年法律第九十七号）により国が費用を負担する災害復旧事業については、第三條又は第六條の規定は、適用しない。

第十四條 公社は、第三條若しくは第六條の規定による補助金の交付を受けた者に対し、当該補助金の目的である事業を適正に実施させるため、必要な調査を行い、報告を求め、又は当該事業の施行に關し必要な指示をすることができる。

（異議の申立）

第十五條 第十二條又は第十三條第一項若しくは第十四項の規定に基き公社のなした処分に対して不服がある者は、処分のあつた日から三十日以内に、公社の總裁に異議の申立をすることができ。

（実施規定）

第十六條 この法律の実施のための手続その他執行について必要な事項は、別段の定めがない限り、大蔵省令で定める。

は、その者に對し、その使用していないと認められる部分の補助金に相当する金額を返還することを命ずることができる。

3 公社は、前項の規定により補助金の返還を命じようとするときは、あらかじめ本人にその旨を通知し、その者又はその代理人の出頭を求め、釈明の機会を與えるため、公社の指定する職員をして聴聞をさせなければならない。

4 第二項の規定により補助金の返還を命ぜられた者は、遅滞なく、その返還を命ぜられた金額を公社に返還しなければならない。

第十三條 公社は、製造施設の効用の維持又は製造施設の保全上必要があるときは、製造施設に隣接する地域又は水域において、左の各号の一に該当するおそれがあると認められる施設を新たに設けようとする者に対し、製造施設の効用を維持し、又は製造施設を保全するため必要な予防施設を設けるべきことを指示することができる。

一 製造施設に使用する海水の比重をボーメ〇・一度以上低下させるもの

二 製造施設に使用する海水中に、よゝ、雑物又は毒物を注入し、その成分に著しい変化を與え製造施設の性能又は塩の品質をそこなうもの

第十四條 公社は、第三條若しくは第六條の規定による補助金の交付を受けた者に対し、当該補助金の目的である事業を適正に実施させるため、必要な調査を行い、報告を求め、又は当該事業の施行に關し必要な指示をすることができる。

（異議の申立）

第十五條 第十二條又は第十三條第一項若しくは第十四項の規定に基き公社のなした処分に対して不服がある者は、処分のあつた日から三十日以内に、公社の總裁に異議の申立をすることができ。

（実施規定）

第十六條 この法律の実施のための手続その他執行について必要な事項は、別段の定めがない限り、大蔵省令で定める。

第十四條 公社は、第三條若しくは第六條の規定による補助金の交付を受けた者に対し、当該補助金の目的である事業を適正に実施させるため、必要な調査を行い、報告を求め、又は当該事業の施行に關し必要な指示をすることができる。

（異議の申立）

第十五條 第十二條又は第十三條第一項若しくは第十四項の規定に基き公社のなした処分に対して不服がある者は、処分のあつた日から三十日以内に、公社の總裁に異議の申立をすることができ。

（実施規定）

第十六條 この法律の実施のための手続その他執行について必要な事項は、別段の定めがない限り、大蔵省令で定める。

第十四條 公社は、第三條若しくは第六條の規定による補助金の交付を受けた者に対し、当該補助金の目的である事業を適正に実施させるため、必要な調査を行い、報告を求め、又は当該事業の施行に關し必要な指示をすることができる。

（異議の申立）

第十五條 第十二條又は第十三條第一項若しくは第十四項の規定に基き公社のなした処分に対して不服がある者は、処分のあつた日から三十日以内に、公社の總裁に異議の申立をすることができ。

（実施規定）

第十六條 この法律の実施のための手続その他執行について必要な事項は、別段の定めがない限り、大蔵省令で定める。

第十四條 公社は、第三條若しくは第六條の規定による補助金の交付を受けた者に対し、当該補助金の目的である事業を適正に実施させるため、必要な調査を行い、報告を求め、又は当該事業の施行に關し必要な指示をすることができる。

（異議の申立）

第十五條 第十二條又は第十三條第一項若しくは第十四項の規定に基き公社のなした処分に対して不服がある者は、処分のあつた日から三十日以内に、公社の總裁に異議の申立をすることができ。

（実施規定）

第十六條 この法律の実施のための手続その他執行について必要な事項は、別段の定めがない限り、大蔵省令で定める。

第五章 罰則

第十七條 第十二條第一項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第十八條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して第十二條第一項の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対して前條の罰金刑を科する。但し、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するため、当該業務に対し相当の注意及び監督が盡されたことの証明があつたときは、その法人又は人については、この限りでない。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 塩田等災害復旧事業費補助法（昭和二十五年法律第二百五十七号）は廃止する。

3 この法律施行前に発生した災害に係る災害復旧事業については、なお従前の例による。

4 日本専売公社法の一部を次のように改正する。

第一條中「及びし、脳専売法（昭和二十四年法律第十三号）」を、「し、脳専売法（昭和二十四年法律第十三号）及び製塩施設法（昭和二十七年法律第 号）」に改める。

第二十七條第七号中「及びし、脳専売法」を、「し、脳専売法及び製塩施設法」に改める。

5 農林漁業資金融通法（昭和二十六年法律第五号）の一部を次のように改正する。

第三條第一項の表貸付金の種類の欄中「塩田等災害復旧事業費補助法（昭和二十五年法律第二百五十七号）」を「製塩施設法（昭和二十七年法律第 号）」に改め、同條第二項中「塩田等災害復旧事業費補助法（昭和二十五年法律第二百五十七号）」を「製塩施設法」に改める。

6 旧塩田等災害復旧事業費補助法による補助事業に係る農林漁業資金融通法による貸付金については、なお従前の例による。

昭和二十七年五月十日印刷

昭和二十七年五月十二日発行

参議院事務局

印刷者 印刷 片